

様式第1号(第3条第1項関係)

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会

マスコット無償使用申込書

平成21年4月10日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木 栄 治 様

< 申込者 >

千葉市中央区中央4-13-28
株式会社 ゆめ家

代表取締役 千井葉 薫 印

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットを使用したいので、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第3条第1項の規定により、別紙に掲げる事項に同意した上で、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物件	お菓子
使用目的	ゆめ半島千葉国体及びゆめ半島千葉大会に向けたお菓子の販売
使用方法	チーバくんサブレ
使用期間	平成21年6月1日～平成21年12月31日
使用場所	県内のゆめ家全店
製造個数	10,000枚
製造期間	平成21年6月1日～平成21年12月31日

< 連絡先 >

千井葉 薫 043-223-2069

< 添付書類 >

- (1) 企画書(レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの)
- (2) 申込者の概要書
- (3) その他

別紙（申込者が同意する事項）

- 1 法令及び申込内容、別に定めるデザインガイドマニュアルその他会長が必要と認める事項を遵守して使用すること。
- 2 ゆめ半島千葉国体又はゆめ半島千葉大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げないこと。
- 3 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しないこと。
- 4 使用対象物件には、承諾番号を付記すること。ただし、物品の形状等から承諾番号を付記することが困難な場合は、これを省略することができる。
- 5 物品等の完成品の見本を、速やかに会長に提出すること。ただし、見本の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 6 申込内容を変更するときは、あらかじめ会長の承諾を得ること。
- 7 他人にマスコットの使用权を譲渡しないこと。
- 8 マスコットを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合は、マスコット使用者は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に、下記のマスコット使用報告書により、報告すること。これは、使用期間が終了し、又は本申込みに基づく契約が解除された後も同様であること。
- 9 物件の製造、品質、保管、取扱い及び安全性に関して、会長がいつでも質問をすることができ、これに遅滞なく回答すること。
- 10 使用者が上記1から9までに違反し、かつ、是正される見込みがないと会長が認めるときは、会長は、その使用を禁止し、又はその使用の契約を解除することができること。

記

マスコット使用報告書

平成 2 1 年 1 2月25日
千葉市中央区中央4 - 1 3 - 2 8
株式会社 ゆめ家

代表取締役 千井葉 薫 印

マスコットを使用した物件	お菓子
マスコットの使用日時及び場所	平成21年12月24日 15時 (株)ゆめ家 千葉中央店
マスコットの使用方法	チーバくんサブレ
事故・苦情等の内容	陳列していた商品に、犬の毛のようなものが混入していた。

様式第2号（第4条関係）

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会

マスコット有償使用申込書

平成21年4月10日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木 栄 治 様

< 申込者 >
千葉市中央区中央4 - 13 - 28
株式会社 ゆめ家
代表取締役 千井葉 薫 印

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットを使用したいので、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第4条の規定により、別紙に掲げる事項に同意した上で、下記のとおり申し込みます。

記

使用対象物件	お菓子			
使用目的	ゆめ半島千葉国体及びゆめ半島千葉大会に向けたお菓子の販売			
使用方法	チーバくんサブレ			
使用期間	平成21年6月1日～平成21年12月31日			
使用場所	県内のゆめ家全店			
製造期間	平成21年6月1日～平成21年12月31日			
使用料	小売価格 (消費税賦課前)	製造個数	料率	使用料
	300円	10,000枚	3%	90,000円

< 連絡先 >
千井葉 薫 043 - 223 - 2069

- < 添付書類 >
- (1) 企画書（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
 - (2) 申込者の概要書
 - (3) その他

別紙（申込者が同意する事項）

- 1 法令及び申込内容、別に定めるデザインガイドマニュアルその他会長が必要と認める事項を遵守して使用すること。
- 2 ゆめ半島千葉国体又はゆめ半島千葉大会の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げないこと。
- 3 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は公認しないこと。
- 4 使用対象物件には、承諾番号を付記すること。ただし、物品の形状等から承諾番号を付記することが困難な場合は、これを省略することができる。
- 5 物品等の完成品の見本を、速やかに会長に提出すること。ただし、見本の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 6 申込内容を変更するときは、あらかじめ会長の承諾を得ること。
- 7 他人にマスコットの使用权を譲渡しないこと。
- 8 マスコットを付した物件に関し、事故、苦情等が発生した場合は、マスコット使用者は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に、下記のマスコット使用報告書により、報告すること。
- 9 物件の製造、品質、保管、取扱い及び安全性に関して、会長がいつでも質問をすることができ、これに遅滞なく回答すること。
- 10 規程別表に定めるところにより算定した使用料を、承諾があった日の翌日から起算して30日を経過する日（当該日が金融機関の休業日の場合は、その日以後で最も近い営業日）までに、ゆめ半島千葉国体実行委員会が指定する金融機関の口座に振り込むこと。ただし、使用内容の変更申込が承諾された場合は、実行委員会が指定する日までに、ゆめ半島千葉国体実行委員会が指定する金融機関の口座に振り込むこと。
- 11 納入した使用料は、返却されないこと。
- 12 使用者が上記1から11までに違反し、かつ、是正される見込みがないと会長が認めるときは、会長は、その使用を禁止し、又はその使用の契約を解除することができること。

マスコット使用報告書

記

平成 21年 12月25日
 千葉市中央区中央4 - 13 - 28
 株式会社 ゆめ家
 代表取締役 千井葉 薫 印

マスコットを使用した物件	お菓子
マスコットの使用日時及び場所	平成21年12月24日 15時 (株)ゆめ家 千葉中央店
マスコットの使用方法	チーバくんサブレ
事故・苦情等の内容	陳列していた商品に、犬の毛のようなものが混入していた。

様式第4号(第6条第2項関係)

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会

マスコット使用料免除申込書

平成21年4月10日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木 栄 治 様

<申込者>
千葉市中央区中央4-13-28
株式会社 ゆめ家

代表取締役 千井葉 薫 印

ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第6条第2項の規定により、使用料の免除を申し込みます。

記

免除が該当する理由(該当する箇所に を記入してください。)

記入欄	第6条 第1項
	(1) 使用規程第3条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当するとき。
	(2) 社会福祉法人が使用するとき。
	(3) その他会長が特に認めるとき。 <具体的に>

様式第5号（第8条第1項関係）

**ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会
マスコット使用内容変更申込書**

平成21年4月10日

ゆめ半島千葉国体実行委員会
会長 鈴木 栄 治 様

< 申込者 >

千葉市中央区中央4 - 13 - 28
株式会社 ゆめ家

代表取締役 千井葉 薫 印

平成20年2月1日付けで承諾（ゆめ半島千葉 承諾 第218号）を受けた内容について変更したいので、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第8条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

（変更内容）

チーバくんサブレ 枚数 10,000枚 20,000枚

様式第6号(第9条第2項)

**ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会
マスコット使用禁止・使用契約解除通知書**

平成21年4月10日

株式会社 ゆめ家
代表取締役 千井葉 薫 様

ゆめ半島千葉国体実行委員会

会 長 鈴 木 栄 治 印

平成20年2月1日付けで承諾(ゆめ半島千葉 承諾 第218号)した、ゆめ半島千葉国体・ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクターの使用について、ゆめ半島千葉大会マスコットキャラクター使用規程第9条第2項の規定により、禁止・契約解除します。

(理由)

デザインガイドマニュアルで指定している色で使用しなかったため。